

各業種ごとの具体的な事項のイメージ（個別規範の議論のたたき台）

各業種ごとの具体的な事項（個別規範）は、以下のような事項について、各業種の実態に合った取組みを位置づけることを想定（業種※ごとに議論）。（※農業、林業、木材産業、漁業、食品産業を想定。必要に応じ追加・細分化を検討。）

個別経営体向け

○ 作業安全確保のために必要な対策を講じる。

① 人的対応力の向上

- ・ 経営内での作業事故防止に向けた具体的な計画や目標を設定する。
- ・ 知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。
- ・ 研修会等に参加し、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。
- ・ 適切な技能や免許等の資格を取得する。
- ・ 朝礼等を通じて、従事者間で作業計画や安全意識を共有する。
- ・ 安全対策の向上に向け、従事者自らが提案を行う。

② 作業安全のためのルールや手順の順守

- ・ 関係法令を遵守する。
- ・ 作業安全対策に係る認証制度等を活用して対策を実施する。
- ・ 労働安全衛生コンサルタント等の外部専門家による安全診断を受ける。
- ・ 資材の使用に当たっては、取扱説明書の確認等を通じて適正な使用方法を理解する。
- ・ 作業に応じ、安全に配慮した服装や保護具等を着用する。
- ・ 安全活動に係るスローガンやポスターを掲示する。
- ・ 定期的な健康診断と日々の体調管理を行う。

③ 機材等の安全性の確保

- ・ 燃料や農薬など危険性のある資材を適切に保管する。
- ・ 機械や刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行う。
- ・ 機械・器具を導入・更新する際には、無人化機械等を含め、可能な限り安全に配慮したものを選択する。

④ 作業環境の改善

- ・ 体力、技能、体調等を踏まえて、適切な作業分担を行う。
- ・ 適正な作業手順、作業動作、機械・器具の使用方法を明文化し、全ての従事者が見ることができるようにする。
- ・ 可能な限り安全に配慮して作業環境の改善や整備を行う。
- ・ 現場の危険個所を予め特定し、注意喚起や作業環境の改善などのリスク低減対策を行う。

- ・ 4 S（整理・整頓・清潔・清掃）活動を行う。
 - ・ 安全対策の実施状況等について必要な記録を行い、保管する。
- ⑤ **事故事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用**
- ・ 従事者の事故事例やヒヤリ・ハット事例などの情報を基に、作業安全確保対策の見直しを行う。

○ 事故発生時に備える。

① 労災保険への加入等、補償措置の確保

- ・ 経営者や家族従事者を含めて、労災保険やその他の補償措置を講じる。

② 事故後の速やかな対応策、再発防止策の策定

- ・ 万が一事故が発生した場合の早期発見・通報と応急処置の準備を行うとともに、事故の発生要因等を分析し、再発防止策を策定する。

③ 事業継続計画の策定

- ・ 事故により従事者が作業に従事ができなくなる場合等に備え、事業継続計画を策定する。

事業者団体向け

○ 構成員の作業安全確保のために必要な支援を行う。

- ・ 構成員の意識改革のための啓発活動を実施する。
- ・ 構成員に対し、最新の知見や優良事例等に関する様々な情報を積極的に提供する。
- ・ 構成員の安全対策の対応力の向上のための研修の機会や教材を提供する。
- ・ 構成員が共同利用する場所等の危険個所を調査し、表示板等の環境改善設備を設置するとともに、構成員における同様の取組に対し助言や支援を行う。
- ・ 構成員の安全に配慮された資材の導入・更新に対し助言や支援を行う。
- ・ 重大事故だけでなく、行政等への報告義務のない軽微な負傷やヒヤリ・ハット事例を含め情報を収集・分析・共有し、安全対策に活かす。
- ・ 構成員向けの作業安全に係るガイドラインを作成する。
- ・ 構成員からの安全対策に係る相談体制の整備や指導者の育成を行う。
- ・ 効果的な作業安全対策を講じるために関係機関等との連携を図る。

○ 構成員の事故発生時に備えた措置を講じる。

- ・ 構成員の労災保険等の加入状況や意向等を把握し、補償措置の確保を支援する。
- ・ 必要な場合は労災保険特別加入団体を設立し、特別加入の受け皿となる。
- ・ 構成員の事故発生時に事業の継続や継承が円滑に行えるよう、事業者団体としての事業継続計画を策定するほか、個別経営体の事業継続計画の策定を支援し、実際にそのような事態が生じた場合には必要に応じて積極的に関与する。